

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に係る留意事項

松本市選挙管理委員会

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第28条の2第12項又は第28条の3第7項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

特に電磁的記録データについて漏えいを防止するため、下記の事項に留意して下さるようお願いいたします。

記

- 1 閲覧者は、閲覧時に電子計算機等を使用して転記する場合、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみとし、内臓のカメラによる撮影、レコーダー機能による録音等をしないこと
- 2 閲覧者は、閲覧時に電子計算機等のネットワーク接続をしないこと
- 3 申出者及び閲覧者は、閲覧時及び閲覧事項データを管理する際に使用する電子計算機等に対して、ウイルス対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施すること
- 4 申出者及び閲覧者等は、業務上知りえた情報をもらさないこと。退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと
- 5 申出者及び閲覧者は、電子メールで、閲覧事項データを送信しないこと
- 6 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように適切な措置を講ずること
- 7 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データを必要以上に複製しないこと
- 8 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データの管理について、ウェブで利用できるネットワークストレージサービス等を使用しないこと
- 9 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること
- 10 その他閲覧に関し、松本市選挙管理委員会事務局長の指示に従うこと